

イベント

つくみ朝市

コンテナ293号でフリーマーケットを開催しています
♪出店者募集中です。

▼日時 12月10日(日) 9時～
▼場所 つくみ公園内

「コンテナ293号」
▼問い合わせ
つくみ朝市実行委員会(鶴原)

☎090(4352)3801

第59回県美展

巡回津久見展

▼日時 12月12日(火)～17日(日)
9時～17時

※最終日は15時まで
▼場所 津久見市民会館

▼入場料 無料
▼問い合わせ 生涯学習課

☎0972(82)9528

相談

行政相談所開設

困ったら一人で悩まず、まずは行政相談委員にお気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。

▼日時 12月20日(水) 10時～12時

▼場所 市役所会議棟会議室
(ハローワーク隣)

▼行政相談委員 薬師寺博昭
▼問い合わせ 行政相談委員事務局

☎0972(82)4115

消費者の皆さん

困っていませんか？

12月の相談

特殊詐欺や悪質商法により被害にあう人が絶えません。悪質業者はいろいろと新しい手口で、高齢者や若者を狙ってきます。

相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

▼日時(いずれも水曜日)
6日・13日・20日・27日

10時～16時
▼場所 市民生活課内 相談室

▼問い合わせ 市民生活課
☎0972(82)2008(直通)

★1月の相談日(いずれも水曜日)
10日・17日・24日・31日

無料法律相談

第4木曜日(要予約)

県司法書士会では、相続、遺言または空き家・消費者問題、借金等のトラブル、認知症の方へのサポート、成年後見など司法書士の知識経験を活かし、無料法律相談を開催いたします。

お気軽にご相談ください。

▼日時 12月28日(木) 13時～16時

▼場所 市役所会議棟会議室
(ハローワーク隣)

▼問い合わせ 市民生活課
☎0972(82)2008(直通)

※相談者の方で、車をご利用の際は、市営グラウンドに駐車をお願いいたします。

無料人権なんでも

相談所開設

▼日時 12月8日(金) 9時～12時

▼場所 市民ふれあい 交流センター

▼内容 人権に関わることであれば、なんでもご相談できます。

▼相談員 人権擁護委員
▼問い合わせ 大分地方法律局佐伯支局

☎0972(24)0772

公証人による無料相談会

毎月第4土曜日

▼日時 12月23日(土) 9時30分～11時30分

▼場所 津久見市公民館研修室

▼内容 遺言、離婚給付、任意後見、家族信託、その他契約一般についての公正証書に関する相談

※予約が必要です。予約者がいない場合は開催しません。

▼予約先 大分公証人合同役場

☎097(535)0888

12月の納税

(保険料を含む)

●固定資産税③

●国民健康保険税⑦

●介護保険料⑥

●後期高齢者医療保険料⑥

津久見市内職業別求人情報

(令和5年11月10日現在)

職業分類	求人数	
	フルタイム	パート
事務・管理職	25	8
営業・販売	5	14
接客・理美容・調理・サービス	12	24
介護・福祉	16	13
保育・教育	0	8
医療・看護・保険	20	14
製造・修理・保全・検査・印刷	37	11
技術職(建設・開発・IT)・専門職	27	0
建築・土木・電気工事	72	2
警備・施設管理・設備運転	33	8
運輸(運転)・配送	16	11
清掃・洗浄・倉庫・包装・軽作業	19	26
農業・林業・漁業	0	0

窓口での相談・企業への連絡・紹介状の発行

※1台分の駐車スペースが会議棟横にございます。
空いていない場合は市役所グラウンドに駐車してください。

●問い合わせ/津久見市ふるさとハローワーク
☎0972-82-8609(開庁時間 9時30分～17時)



市民図書館「新刊案内」

☆あなたが誰かを殺した……………東野圭吾
☆どうしようもなく辛かったよ……………朝霧咲
☆真田の具足師……………武川佑
☆逝きたいなピンピンコロリで明日以降
……………三浦明博
☆窓ぎわのトットちゃん 続……………黒柳徹子
☆なんかいやな感じ……………武田砂鉄
☆スマホアプリはなぜ無料?……………松本健太郎
☆もっと!とんでもないお菓子作り…江口和明

●年末年始休館のお知らせとお願い

12月28日(木)～令和6年1月4日(木)まで休館となります。休館中の返却は、玄関横の「ブックポスト」をご利用ください(※視聴覚資料・相互貸借資料は、開館時間中のカウンターへ直接ご返却ください)。なお、「津久見市電子図書館」は、休館中もご利用いただけます。
(<https://web.d-library.jp/tsukumi/g0101/top/>)

●問い合わせ/市民図書館 ☎0972-85-0080



行政書士

無料相談会(要予約)

★毎月第3水曜日

遺言や遺産相続、契約書・内容証明作成、法人設立、不動産関連の行政手続き、建設業等の許可申請、自動車登録、その他生活のお困りごとに関する相談に応じます。

▼日時 令和5年12月20日(水)
13時30分～16時30分

▼場所

J・COMホルトホール大分
405会議室

▼予約・問い合わせ

大分県行政書士会事務局
☎097(537)7089

SMSやメールでの フィッシング詐欺に ご注意ください!

事業者や公的機関などの実在する組織をかたるSMS(ショートメッセージサービス)やメールを送信し、パスワードやID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を取ったうえ、クレジットカード等を利用するフィッシングに関する相談が多く寄せられています。フィッシング対策には日頃からの心構えが重要です。▼フィッシングサイトにアクセスしたと気づいたら・ID・パスワード、クレジットカード番号等は絶対に入力しない。

・フィッシングサイト上のアプリをダウンロードしない。

▼フィッシングサイトに情報

を入力してしまったら
・同じID・パスワード等を使い回しているサービスを含め、すぐに変更する
・クレジットカード会社や金融機関などにも連絡する。

★日ごろからの事前対策

・セキュリティソフトや携帯電話会社の対策サービス等を活用する。

・ID・パスワード等の使い

回しをしない。

・クレジットカードやキャリア決済、インターネットバンキングの利用明細はこまめに確認する。

・あわせて、利用限度額を確認し、必要最低限の金額に設定する。

★消費生活で困ったときは

迷わず相談しましょう!

消費者ホットライン(電話)

☎188(イヤヤー)

(最寄りの消費生活センターなど、相談窓口につながります。)



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

お知らせ

子ども食堂

開催のお知らせ

★高齢者、一般の方も是非ご来場ください(事前予約が必要です)

▼日時 12月16日(土)
11時～13時

▼場所 彦の内公会堂

▼値段

子ども 100円※高校生以下
大人 300円

▼メニュー カレーライス(欧風)

※30食限定、要予約(先着順)
▼問い合わせ
☎090(5080)6471(黒木)

ごぞんじですか

検察審査会

検察審査会は、犯罪の被害者や犯罪を告訴・告発した人から検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったときに、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、その不起訴処分のよしあしを審査します。相談や申立てについての費用は一切無料です。

検察審査員に選ばれた時には、国民の代表として、ご協力をお願いします。

▼問い合わせ

大分県検察審査会事務局

(大分地方裁判所内)
☎097(532)7161
内線:630

ミニ企業説明会の開催

お仕事をお探しの皆さん、津久見市ふるさとハローワークでは、仕事内容や労働条件等について、採用担当者から直接説明を受けられる「ミニ企業説明会」を開催します。お話を聞いてみるだけでも大歓迎です!お気軽にお越しください。

●12月の説明会 ★毎月第4火曜日

日時 12月26日(火)

場所 市役所 会議棟会議室(ハローワーク隣)

●参加事業所・仕事内容

13:00～15:00 津久見タクシー株式会社
→タクシー乗務員

★状況によりお待ちいただく場合があります。

★1台分の駐車スペースが会議棟横にごございます。ご利用ください。空いていない場合は、従来通り市役所グラウンドに駐車してください。

／掲載企業を随時募集中です／

●問い合わせ 津久見市ふるさとハローワーク
☎0972-82-8609

マイナンバーカードを使って申請すると、 ポイントがもらえます!

県の健康づくりやボランティアなどの事業に参加し、マイナンバーカードを使って申込むと、500円相当のポイントがもらえます。

<対象者>

- 健康アプリ「おおいた歩得(あるとく)」利用者
①アプリを新規ダウンロードし、その日から連続5日間アプリにログインした方
②12月1日～31日に、アプリで測定して、一日平均4千歩以上歩いた方
- マイナンバーカードを大分県立図書館資料利用券として、大分県立図書館2階調査相談カウンターで利用登録した方
- 小規模集落応援隊参加者
- 行政手続の電子申請について改善意見を提出した方

<ポイント申請期間>

11月2日(木)～11月15日(月)

★付与されるポイントは、WAON又は楽天ペイから選択でき、県内の店舗などで利用できます。

●問い合わせ

大分県総務部電子自治体推進室 ☎097-506-2080



申込方法などの詳細は、
県のホームページから
ご確認ください。

●公営住宅入居者募集

①通常募集

住宅名	間取り	階	家賃(円)
市営千怒B	3DK	1階	9,000～17,800
市営千怒C	3DK	2階	12,400～24,400

②随時・みなし特定公共賃貸住宅募集

住宅名	間取り	階	家賃(円)
市営長野B	3DK	4階	9,800～19,400
市営岩屋口A	3DK	2階	18,100～35,600
		3階	
		3階	18,700～36,700
市営岩屋口B	3DK	3階	18,800～37,000
市営さかえ	3DK	1階	19,800～38,900
		2階	
		3階	
市営千怒B	3DK	4階	9,000～17,800
県営津久見	3LDK	5階	17,800～35,000
県営立花	3K	3階	15,600～30,600

■募集締切

通常募集 12月15日(金)

随時・みなし特公賃：入居が決まり次第終了

■入居可能日

市営 令和6年1月中

県営 令和6年2月1日(木)または3月1日(金)

■敷金 家賃3ヵ月分

※連帯保証人1名または法人保証、緊急連絡先が必要です。

※11月の市報で募集し応募が無かった部屋については、上記の内容で再度募集します。

■申込・問い合わせ

津久見市営住宅管理センター(市役所3階)

☎0972-83-8130

★今回の運動重点

①飲酒運転の根絶～飲んだら飲んない・飲酒運転は絶対にしない・させない・許さない・絶対に見逃さない」を合言葉に、大分県から飲酒運転を根絶しましょう。

・飲酒運転を目撃したら、匿名通報で構いませんので、すぐに110番通報をしましょう。

②横断歩道でのマナーアップ

ドライバーは、横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるときは必ず一時停止をし、歩行者はドライバーに分かるように手を上げるなど横断する意思を確実に伝えましょう。

③自転車等の安全利用の促進

・自転車利用者は、ヘルメットを正しく着用し、交通ルールを守りましょう。

・特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)を利用する際は、正しい交通ルールを理解した上で、安全運転をしましょう。

④夕暮れ時と夜間の交通事故防止

ドライバーは早めのヘッドライト点灯とこまめなライト切り替えを心がけ、歩行者は早朝や夕方、夜間に外出する際は明るい服装と反射材を必ず装着しましょう。

●問い合わせ 0972(82)2131

12/6
～
12/12

津久見幹部交番からのお知らせ

おおいた冬の事故ゼロ運動を行います！

12月は税・保険料の滞納整理強化月間です!!

納税は義務です！ 納め忘れはありませんか？

市税等の納付相談窓口開設のお知らせ

◎仕事等により金融機関や市役所窓口で納税等のできない方を対象に、下記の日程で、税務課の窓口を開設しますのでご利用ください。

記

12月28日(木) 17:00～19:00

※事前にご連絡いただいた方には、19時以降も対応いたします。

●納付の可能な市税等

市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

※来庁の際は、別館入口(金融機関のATM設置側)をご利用ください。

※納税以外の相談や申告については対象外です。

●問い合わせ 税務課 収納対策班 ☎0972-82-9512(直通)

津久見市防災士会だより

○新体制スタート(役員選任について)

令和5年8月2日水曜日に津久見市防災士会総会を行い、新たに役員を選任いたしました。

津久見市防災士会 役員(敬称略)

会長 倉原 英樹
副会長 吉本 憲司
副会長 薬師寺 小夜
副会長 柴田 さとみ

○津久見市防災士会 活動報告②

令和5年度大分県総合防災訓練が、令和5年11月12日、日曜日に佐伯市と津久見市で実施されました。

津久見会場では、多数の防災士が自身の地区や他地区の訓練会場で避難訓練や資機材取扱い、泥だし訓練等に参加しました。各会場で学んだ技術や自身の課題として実感したことを、今後の活動に活かすとともに、それぞれの地区との連携を強化し、津久見市の安心安全に繋げていきます。

○津久見市防災士会 活動報告①

第1回防災士スキルアップ研修を令和5年9月14日木曜日、津久見市民会館にて開催いたしました。

当日は、大分県防災活動支援センターの講師を招き、防災士の基礎研修(主な活動内容・平時の活動・災害時の初動体制等)を主題に、グループワークを多く取り入れた研修内容で、39名の防災士が参加しました。

研修中は、防災士から活発な意見等が多く挙がり、有意義な研修になりました。



活動報告①
第1回防災士スキルアップ研修



活動報告②
大分県総合防災訓練
徳浦区の資機材取扱い訓練

12月の年金だより

年金出張相談のご案内

年金事務所では、市民ふれあい交流センターにおいて出張相談をおこなっています。

12月は、19日(火)10時から15時となっていますので、ご利用ください。

また、会場でお待ちいただく時間を短縮するため、予約制にしていますので、お知らせします。

○予約先 佐伯年金事務所お客様相談室

☎0972-22-1970 案内1→2

※基礎年金番号又はマイナンバーが分かるものをご用意のうえ、電話をしてください。

※年金事務所窓口における年金相談も予約を承っております。前日までにお電話で予約の申し込みをお願いします。

○予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

保険料の納付が困難な方は免除・納付猶予制度 50歳未満の方には納付猶予制度

同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定以下の20歳以上50歳未満の方は、申請により保険料の納付が猶予されます。その後、10年以内なら追納できます。

※単身世帯の場合は所得67万円以下が目安です。

原則として毎年申請が必要ですが、全額免除と納付猶予制度については、申請時に「継続申請」を希望し、承認された方は、翌年からは本人の申請が不要になります。

失業を理由とした特例による猶予承認であった場合には、翌年度も申請書の提出が必要です。

○問い合わせ

佐伯年金事務所 ☎0972-22-1970 案内2
健康推進課国保年金班

☎0972-82-4111 内線132

コミュニティ助成事業で整備しました！

～長目区まちづくり協議会～



長目区まちづくり協議会は、地域の高齢化が進む中、令和2年度から大漁桜を活かした取組みにより、交流人口・観光客の増加や地域の活性化を推進するとともに、環境美化を図ることで住みよいまちづくりを行っています。

今回、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施している「コミュニティ助成事業」の活用により、長目区まちづくり協議会の主要事業である大漁桜を活かしたイベント等の更なる振興・発展のため、発電機、投光器、テントを整備しました。

こうした取組みを住民が主体となって実施することで、地元の魅力を再発見でき、自治意識の向上にもつながると考えています。

また、住民同士が連携を取り合う機会を創出することが出来るため、地域内での交流が深まり、地域の活性化が更に推進されるものと考えています。



テント



投光器



発電機

じんけんふれあいシリーズ ④ 地域社会とともに生きる

「差別」がもたらした

字が読めない。

書けない。計算が：

「識字学級」って

「ご存知ですか？」

◇識字学級とは

満足に学校教育が受けられず、文字の読み書きの能力を十分に身につけられなかった方が、読み書きの力を取り戻すための学習会です。

◇識字学級のあゆみ

日本の識字学級は、昭和三十八年福岡県で開設されたのがはじまりとされ、やがて全国に広まっていきま

した。

「電車やバスに乗るとき行き先がわからない。病院や役場へ行っても住所と名前を書くことができない。選挙に行きたくても字を書くことができないため、あきらめる。買い物に行っても計算ができない。運転免許をとりたくても試験の文章がわからない。」など、文字の読み書きができないことは、人間として、必要最

低限の文化的な生活を奪われることになりやす。

このような実態の中から、文字を学ぶ運動が各地で展開されるようになり、被差別部落を中心に識字学級が開設されていきました。

◇読み書きができなかったのはなぜ？

部落問題解決の取り組みの中で、被差別部落に集中的に文字の読み書きができない人々がいることが明らかになりました。明治以降も差別が続き、小さいときから子守奉公に出たり、家業を手伝うなど、学校に行きたくても行けない生活を送らざるを得なかった現実がありました。

社会生活を営むうえで大切な、教育を受ける権利や安定した仕事に就くことなどが保障されてこなかったのです。

◇日本の識字教育の今

識字学級は、被差別部落を中心に取り組まれてきましたが、現在では、市民を対象にした夜間中学校や在日外国人を対象にした識字学級、さらに、点字・手話を中心にした活動等もあります。

「文化財保存活用地域計画」総合調査から④

「津久見市の文化財―守り語り継ごう地域のたから―」展から二題

〇問い合わせ

津久見市教育委員会 生涯学習課 地域計画担当

TEL 0972-82-9528 / FAX 0972-85-0081

今月は、今、市民図書館で開催している企画展の中から二題紹介します。いずれも指定はされていませんが、身近に残る文化財として貴重なものです。

〇上青江道尾の「笑い地蔵様」

津久見市消防署を過ぎて、農道を50～60mほど登っていくと小高い丘の上に生育するタブノキが見えてきます。一帯はミカン畑で、そのタブノキの根元に石祠があり、中に地蔵様が祀られています。この地蔵様は、腰をかけ立膝をついたようなお姿で、左手には錫杖を抱え、顔を右に傾け、手を頬にあてて、口を大きく開けて笑っているように見えることから、地元の人たちは「笑い地蔵様」と呼んできました。

手を頬にあてているのが耳にあてているようにも見えることから、いつの頃からか耳の病気にご利益があるとされ、お茶を持ってお参りをしてきたといわれています。

笑っているように見えますが、よく見ると眠っているようにも思えます。そのお顔はとても穏やかで、親しみやすい地蔵様として大切に守られてきました。

〇大師堂前橋

堅浦にある海岸寺(真言宗醍醐寺派 元禄13年<1700>創建)裏手の大師堂(天明元年<1781>建立)の参道に掛かる橋は、市内では唯一石橋として報告

されているものです。

『伝えたい ふるさとの石橋』(平成8年12月共著)によると、この大師堂前橋は「架設年不明 橋長3.16m / 橋幅1.07m / 拱矢(アーチの高さ)1.5m 径間2.7m / 環厚22cm / 単一アーチ。海岸寺の裏山に祀られている大師堂の参道の橋で、壁石のない単純アーチに高欄を取り付けている。」と、さらに「この橋は、アーチ石の壁石がない単純アーチの石橋である。従って、橋面は、アーチ石の上面が露出している訳であるが、その一本に「十四」の文字が読み取れる。大正十四年か昭和十四年を刻んだのではないかと思われるが、海岸寺のご住職もご存じないようである。」と紹介されています。

かつては、大師堂に掛かるこの石橋の下は滝になっており、水が数丈下の池に落ちて、とても眺めがいい所とされてときたといわれています。



上青江道尾の「笑い地蔵様」



大師堂前橋

償却資産の申告時期が近づきました

個人や法人で事業用の資産の所有者は、持っている資産の多少にかかわらず毎年1月1日現在の所有状況を、1月末日までに申告して頂くことになります。

※償却資産の所有者には、法令により申告する義務があります。

※個人番号・法人番号(マイナンバー)の記載をお願いします。

●償却資産にはこんなものがあります

【構 築 物】 広告塔、駐車場の舗装、立体駐車場、庭園等

【機 械 お よ び 装 置】 建設用工作機、加工または製造設備、印刷機械 ※太陽光発電設備等

【船 舶 ・ 航 空 機】 漁船、運搬船等

【車 輛 お よ び 運 搬 具】 大型特殊自動車(自動車税・軽自動車税の対象になっているものは除きます。)

【工 具 ・ 器 具 お よ び 備 品】 事務用機器類、測定工具、自動販売機、理・美容機器、医療用機器等

※事業用として設置している太陽光発電設備は、発電出力量や全量売電・余剰売電にかかわらず課税対象となりますので、償却資産の申告をお願いします。(10kw未満で住宅用に設置している場合は課税対象外です)

●申告書受理後、地方税法にもとづいて実地調査・簡易調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

●問い合わせ / 税務課 資産税班 TEL0972-82-4111(内線129)

